

## 加古川市障害者自立支援協議会専門部会実施要領

### 1 趣旨

加古川市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）設置要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、専門部会の委員及び運営に関して必要な事項を定める。

### 2 専門部会

#### (1) 専門部会の名称及び所掌事項

専門部会の名称及び所掌事項は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	所掌事項
くらし専門部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者（児）の地域生活に関わる課題の共有及び支援体制の協議等</li><li>・地域生活支援拠点等の整備に関する事</li><li>・社会福祉施設における防災対策に関する事</li><li>・その他障がい者（児）の地域生活に関する事</li></ul>
こども専門部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい児に関わる課題の共有及び支援体制の協議等</li><li>・教育と福祉の連携に関する事</li><li>・医療的ケア児の支援体制の整備に関する事</li><li>・その他障がい児に関する事</li></ul>
しごと専門部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者の就労に関わる課題の共有及び支援体制の協議等</li><li>・就労支援体制の整備に関する事</li><li>・その他障がい者の就労に関する事</li></ul>
差別解消専門部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害を理由とする差別の解消に関わる課題の共有及び支援体制の協議等</li><li>・障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発に関する事</li><li>・障害を理由とする差別に関わる相談窓口に関する事</li><li>・関係機関等による斡旋・調整等の紛争解決に係る取組の後押し</li><li>・その他障害を理由とする差別の解消に関する事</li></ul>
相談支援専門部会	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援に関わる課題の共有及び支援体制の協議等</li><li>・相談支援体制の強化に向けた研修会の企画及び実施</li><li>・その他相談支援に関する事</li></ul>

#### (2) 委員

##### ア くらし専門部会

- ・障がい者当事者団体又は家族団体の代表者
- ・障害福祉の関係機関等に所属する者
- ・保健又は医療の関係機関等に所属する者
- ・関係行政機関の職員
- ・その他市長が必要と認める者

##### イ こども専門部会

- ・障がい者当事者団体又は家族団体の代表者

- ・障害福祉の関係機関等に所属する者
- ・保健又は医療の関係機関等に所属する者
- ・教育又は雇用の関係機関等に所属する者
- ・関係行政機関の職員
- ・その他市長が必要と認める者

ウ しごと専門部会

- ・障害福祉の関係機関等に所属する者
- ・教育又は雇用の関係機関等に所属する者
- ・関係行政機関の職員
- ・その他市長が必要と認める者

エ 差別解消専門部会

- ・障害福祉の関係機関等に所属する者
- ・権利擁護の関係機関等に所属する者
- ・関係行政機関の職員
- ・その他市長が必要と認める者

オ 相談支援専門部会

- ・障害福祉の関係機関等に所属する者
- ・関係行政機関の職員
- ・その他市長が必要と認める者

(3) 部会長及び副部会長

- ア 専門部会には部会長1名を置くこととし、その専門部会の構成員のうちから協議会の会長が指名する。
- イ 部会長は、必要に応じて部会員のうちから副部会長1名を指名することができる。
- ウ 部会長はその専門部会を代表し、会務を統轄する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(4) ワーキング

部会長は、各専門部会での取組事項の推進を図るため、必要に応じてワーキングを開催することができる。

3 意見の聴取等

部会長は、必要があると認めるときは、専門部会及びワーキングに必要な者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 庶務

専門部会の庶務は、加古川市障がい者基幹相談支援センターにおいて処理する。